

大和市告示第14号

指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等（令和7年大和市告示第20号）を、次のとおり変更する。

令和8年1月29日

大和市長 古谷田 力

1 指定納付受託者の名称及び納付させる歳入等

(下線部分は、変更部分)

名称	納付させる歳入等	
	変更前	変更後
株式会社 N T T デー タ	印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写し、所得課税証明書、住宅用家屋証明書、土地家屋名寄帳、土地登録証明、家屋登録証明 <u>及び</u> 納税証明書の発行に係る手数料及び郵送料	印鑑登録証明書、住民票の写し、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写し、所得課税証明書、住宅用家屋証明書、土地家屋名寄帳、土地登録証明、家屋登録証明 <u>、</u> 納税証明書、 <u>改</u> <u>製原戸籍謄本、改製原戸籍抄本、除籍全</u> <u>部事項証明書、除籍個人事項証明書、住</u> <u>民票記載事項証明書及び身分証明書の</u> 発行に係る手数料及び郵送料

2 変更する日

令和8年2月2日